

令和6年度

財政健全化審查意見書

經營健全化審查意見書

仙北市監査委員

仙発監第52号
令和7年8月8日

仙北市長 田口知明様

仙北市監査委員 伊藤登志雄

仙北市監査委員 小林幸悦

令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項
及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和6年度 財政健全化審査意見書

第1 審査の対象	6
第2 審査の期間	6
第3 審査の概要	6
第4 審査の結果	6
(1) 総合意見	6
(2) 個別意見	7
(3) 是正改善を要する事項	7

令和6年度 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象	8
第2 審査の期間	8
第3 審査の概要	8
第4 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
(3) 是正改善を要する事項	9

令和6年度 財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月7日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	-	-	-	13.10
②連結実質赤字比率	-	-	-	18.10
③実質公債費比率	8.9	8.6	8.6	25.0
④将来負担比率	75.8	98.8	103.0	350.0

〔注〕 実質赤字比率、連結実質赤字比率が発生していないため、「-」で表記。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため発生していない。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は、市の全会計を合算した実質収支額・差引剰余額が黒字であるため発生していない。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は 8.9%となっており、前年度と比較すると0.3ポイント増である。早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は75.8%となっており、前年度と比較すると 23.0ポイント改善されている。早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、次の事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

- ①仙北市病院事業会計
- ②仙北市温泉事業会計
- ③仙北市水道事業会計
- ④仙北市下水道事業会計

第2 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月7日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率			経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
①仙北市病院事業会計	35.1	19.4	17.1	20.0
②仙北市温泉事業会計	—	—	—	20.0
③仙北市水道事業会計	—	—	—	20.0
④仙北市下水道事業会計	—	—	—	20.0

〔注〕 資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 仙北市病院事業会計

仙北市の病院事業は田沢湖病院及び角館総合病院の2病院を経営し、それが独立した経営形態をとっている。2病院を合わせた仙北市病院事業会計での令和6年度の資金不足比率は35.1%となっており、資金不足が発生している。

② 仙北市温泉事業会計

令和6年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

③ 仙北市水道事業会計

令和6年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

④ 仙北市下水道事業会計

令和6年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計の資金不足比率は、前年度より15.7ポイント悪化し35.1%となり、基準値20%を上回ったため、財政健全化法に定める経営健全化計画の策定が義務付けられることになった。今後、法令に基づき経営健全化に向けた抜本的な取り組みが急務である。